

印紙税、3月給与と通勤手当について

● 印紙税の軽減措置・非課税範囲の拡大(平成 26 年 4 月 1 日～)

4月1日から  
**5万円未満の領収書は印紙税非課税**

領収書等の非課税範囲が拡大され、記載された受取金額 5万円未満のものが印紙税非課税となります。

※現行は3万円未満が非課税

※消費税額と取引金額が分けて記載されている場合は消費税額は受取金額に含めません。

● 3月給料の通勤手当について

【 実際に購入する時の通勤定期券の消費税率 】

|            |   |        |
|------------|---|--------|
| 3/31 までに購入 | → | 消費税率5% |
| 4/1 以後に購入  | → | 消費税率8% |

① 4月分定期代を4月給与で支給している場合

|           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 3月給与と通勤手当 | 従来どおり(消費税率5%)支給する     |
| 4月給与と通勤手当 | 消費税率8%で計算された定期代等を支給する |

② 4月分定期代を3月給与で支給している場合

|       |  |
|-------|--|
| ケース A | 支給額は上記①と同様とし、従業員が4月1日以降に定期券を購入した場合の差額3%分は自己負担になる旨を周知する |
| ケース B | 従業員から差額請求が行われた場合には個別精算する                               |

③ 個別精算する場合

|                         |
|-------------------------|
| 従業員から請求された実際の通勤費を個別精算する |
|-------------------------|

3月給料において支給する通勤定期券代の取り扱い及び社内周知にご留意ください。

ご不明な点は、お気軽にお尋ねください。